

債 権

第1章 総 則

第1節 債権の目的



1. 債権の意義

債権とは、債権者が債務者に対して一定の行為を請求する権利のことである。このように、債権は債務者に対してのみ主張できる**相対的**な権利である。これに対して、**物権**は、物に対する直接的な支配権であり、すべての者に対して主張できる**絶対的**な権利である。

2. 請求権と形成権

	請求権	形成権
意義	債権者が債務者に対して一定の行為を請求する権利 →債務者の行為を媒介としてはじめて権利の内容を実現することができる	権利者の一方的意思表示によって法律関係の変動を生じさせることができる権利 →債務者に対応する義務者は存在しない
具体例	①建物の賃貸借が終了した後の敷金返還請求権 ②22-30 ②動産が付合したときの従たる動産の所有者が有する償金請求権（§ 248） ③22-30 ③表見相続人に対する真正相続人の相続回復請求権（§ 884） ④22-30	①取消権 ②解除権 ③根抵当権の元本が確定した後の極度額減額請求権（§ 398の21 I） ⑤22-30 ④建物の所有を目的とする土地の賃貸借における賃料減額請求権（§ 609） ⑥22-30

3. 債権の成立要件

適法性	給付の内容が公序良俗及び強行法規に反しないこと
可能性	債権発生時に給付が実現可能であること
確定性	給付の内容が確定していること

第399条 ★

第399条 (債権の目的)

債権は、金銭に見積もることができないものであっても、その目的とすることができる。④30
-16

趣 旨

旧法では金銭に見積もることができるものに限り債権の目的とすることができる旨規定されていたが、これでは今日の実情に適合しないことから、金銭に見積もることができないものであっても債権の目的とすることができる旨を規定したものである。

注 解

債権の目的

債権の目的とは、債務者の一定の行為（給付）を意味するものであり、当事者が債権によって実現しようとしている目標や動機ではない。債権の目的という表現は、ヨーロッパの表現をそのまま翻訳したものにすぎず、日常の用語法とは異なっているのである。

第400条 ★★

第400条 (特定物の引渡しの場合の注意義務)

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。④22-14

注 解

1. 特定物債権

特定物とは、その物の個性に着目して引渡しの対象とされた物（例えば、不動産や美術品など）のことであり、**特定物債権**とは、この特定物の引渡しを目的とする債権のことである。

2. 善管注意義務

(1) 意義

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保管しなければならない（§400）、これを**善管注意義務**という。

なお、**善良な管理者の注意**とは、契約その他の債権発生原因及び取引上の社会通念に照らして、取引上一般的な平均人として要求される程度の注意のことである。

(2) 履行期後の善管注意義務

ア. 履行期の経過

債務者は、履行期が経過したとしても、目的物を引き渡すまで善管注意義務を負う。★

イ. 履行遅滞の場合

債務者は、善管注意義務を尽くした場合でも責任を免れることができず、不可抗力による滅失についても責任を負う。

ウ. 受領遅滞の場合

善管注意義務が軽減され、債務者は、故意又は重過失がある場合のみ責任を負う。④1

横断整理

【注意義務の程度】

	善管注意義務を負う者	注意義務が軽減されている者
財産法	①留置権者（§ 298 I） ②質権者（§ 350、§ 298 I） 同 20-15 ③特定物引渡債権の債務者（§ 400） 同 26-22、 同 26-24、 同 1-37 ★ （具体例） 売主、贈与者、使用借主 ④受任者（§ 644）〈注1〉 ⑤管理者 ★ ※緊急事務管理（§ 698）を除く	①無償の受寄者（§ 659） 同 20-15
家族法	①後見人（§ 869、§ 644） 同 19-32 ②後見監督人（§ 852、§ 644） ③遺言執行者（§ 1012 III、§ 644）	①親権者（§ 827） 同 20-15 ②熟慮期間中の相続人（§ 918 I） 同 1-37 ③限定承認者（§ 926 I） 同 20-15、 同 1-37 ④相続放棄者（§ 940 I） 同 23-34（ 字 23-15）

〈注1〉

株式会社の社外取締役は、受任者に当たるから（会社法 § 330）、善良な管理者の注意をもって任務を遂行しなければならない。[同](#) 20-15

第401条 ★★

第401条（種類債権）

- 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。
- 前項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したときは、以後その物を債権の目的物とする。

趣旨

- 1項は、当事者間の公平を図ったものである。
- 2項は、種類債権の場合、その種類の物が市場に存在する限り債務者の調達義務がいつでも存続し債務者の責任が不当に重くなることから、債権者の同意により目的物が特定されることとして、債務者の責任を軽減したものである。

注解

1. 種類債権

(1) 意義

種類債権とは、同じ種類の物の一定数量の引渡しが目的とされる債権のことであり、その目的物を**種類物**という。

(2) 種類債権の特定

種類債権の特定とは、種類債権において引き渡すべき目的物が限定されることである。そして、この種類債権の特定が生ずるためには、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したことが必要である（§ 401 II）。

もっとも、ここにいう「**物の給付をするのに必要な行為**」によって特定が生ずる時点は、

本来債務者がどのような態様で引渡しをなすべきかによって異なる。

【特定が生ずる時点】

	持参債務	取立債務	送付債務	
内容	債務者が自ら債権者のところに持参すべき債務	債権者が目的物を取りに行く債務	債権者・債務者の住所地以外の第三地に目的物を送付すべき債務	
			通常の場合	送付が債務者の好意で行われる場合
特定の時期	債権者の住所で現実の提供をした時(大判大8.12.25) ㉔28-17 (㉕28-8)	債務者が目的物を分離し引渡しの準備を整えてこれを債権者に通知した時(最判昭30.10.18=百選Ⅱ No.1)	履行地に目的物を送付し、そこで履行の提供をなした時	目的物を発送した時

(3) 特定の効果

種類債権の特定が生ずると、債務者は、特定した物を引き渡す債務を負うことになる。したがって、以下のような効果が生ずることになる。

- ① その物に対する債務者の保管義務が加重され、特定物の場合と同様に、**善管注意義務**を負うことになる (§ 400)。
- ② 当該目的物が滅失すると引き渡すべき物がなくなるので、債務者の債務は**履行不能**となる。
- ③ 特約がない限り、特定によって目的物の**所有権が債権者に移転**する (最判昭35.6.24)。

2. 制限種類債権

制限種類債権とは、種類物について一定の制限を加えて目的物を限定した債権のことである。

(具体例) 倉庫内のパソコンのうちの100台の引渡請求権

- ① 制限種類債権では、制限の範囲に属する物の中から引き渡せば債務の本旨に従った履行となるため、その中に中等の品質を有する物がない場合でも、その中の物を引き渡せば足りる。★
- ② 種類債権は、他から入手が可能である限り履行不能とはならないが、制限種類債権は、制限の範囲に属する物がすべて滅失すれば履行不能となる。㉔30-16

論文マテリアル ～種類債権の特定～ ㉔30

401条2項にいう「物の給付をするのに必要な行為」とは、その給付の性質や取引業界の慣行上、債務者に無限の調達義務からの解放を認めても良いといえる程度の行為を意味する。

持参債務については、**目的物を債権者の住所において現実提供すること**を意味する。

取立債務については、**債務者がその住所において引き渡すべき目的物を分離し、これをいつでも債権者に引き渡すことができるように準備し、かつ、その旨を債権者に通知すること**を意味する。

送付債務については、①第三地における引渡しが債務者の義務であるときは、目的物を第三地において提供すること、②債務者の好意に基づくときは、目的物を発送することの意味する。

第402条～第403条 ★

第402条（金銭債権）

- 1 債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。
- 2 債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。
- 3 前二項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について準用する。

第403条

外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる。同22-14、同30-16

趣旨

金銭債権は抽象性を特徴とすることから、通常の種類債権とは異なる規制をしたものである。

注解

金銭債権の給付方法

- ① 債権の目的物が金銭であるときは、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる（§402 I 本文）。
（具体例）100万円を1000円札1000枚で支払うこともできる。
- ② 特定の通貨の給付を債権の目的としたときは、その通貨で弁済をしなければならない（同ただし書）。
（具体例）100万円を1万円札100枚で支払う債務
- ③ 外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる（§403）。
（具体例）100ドルの債権を東京で弁済する場合、東京の為替相場により円で支払うことができる。

第404条 ★

改正

第404条（法定利率）

- 1 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。
- 2 法定利率は、年3パーセントとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、次項の規定により変動するものとする。
- 4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。
- 5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

趣旨

法定利率が市中金利を大きく上回る状態が続いていることや、法定利率を固定すると将来

の市中金利と大きく乖離するおそれがあることにかんがみ、民法改正施行時の法定利率を年3%に引き下げるとともに、3年ごとに法定利率を見直す変動制を採用したものである。

注解

利息債権

(1) 意義

利息債権とは、利息の支払を目的とする債権のことである。そして、**利息**とは、元本債権の対価として、その額と存続期間に比例して支払われる金銭その他の代替物のことである。

(2) 種類

ア. 基本権たる利息債権

基本権たる利息債権とは、一定期ごとに一定率の利息が生ずることを内容とする債権のことである。

この基本権たる利息債権は、元本債権に対する付従性・随伴性を有している。したがって、元本債権が発生・消滅すれば基本権たる利息債権も発生・消滅し、元本債権が譲渡されれば基本権たる利息債権も譲渡される。

イ. 支分権たる利息債権

支分権たる利息債権とは、基本権たる利息債権の効果として一定期ごとに発生する利息の支払を目的とする債権のことである。

① 支分権たる利息債権は、発生における付従性を有しているが、消滅における付従性を有していない。

→元本債権が弁済により消滅しても利息債権は存続する。同30-16

② 支分権たる利息債権は、主たる債務に対する随伴性を有していない。

→弁済期が到来しているときは、元本債権から分離して譲渡することができる。同22-

14

第405条 ★

第405条 (利息の元本への組入れ)

利息の支払が1年以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる。同27-36 ★

趣旨

債務者の過重な負担を回避し当事者間の公平を図るため、一定の要件の下でのみ重利を認めたものである。

第406条～第411条 ★

第406条 (選択債権における選択権の帰属)

債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は、債務者に属する。同22-14、同28-17 (同28-8)、同30-16

第407条 (選択権の行使)

1 前条の選択権は、相手方に対する意思表示によって行使する。

2 前項の意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することができない。

第408条 (選択権の移転)

債権が弁済期にある場合において、相手方から相当の期間を定めて催告をしても、選択権を有する当事者がその期間内に選択をしないときは、その選択権は、相手方に移転する。

第2節 債権の効力

第1款 債務不履行の責任等

第412条 ★★

改正

第412条 (履行期と履行遅滞)

- 1 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。
- 2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。
- 3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

注解

付遅滞時期

	確定期限付債務	不確定期限付債務	期限の定めのない債務〈注1〉
原則	その期限の到来した時（§412 I）	期限到来後に履行の請求を受けた時又は債務者がその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時（§412 II） ④30-19（④30-9）	履行の請求を受けた時（§412 III）〈注2〉
例外	債権者の協力が必要な債務（取立債務） →債権者がその期限において必要な協力をして履行を催告することが必要 ★	_____	①期限の定めのない金銭消費貸借契約における貸金返還債務〈注3〉 →債権者の催告後相当期間が経過した時（§591 I） ②不法行為に基づく損害賠償債務〈注4〉 →不法行為の時（最判昭37.9.4） ④19-29、④28-29 ★

〈注1〉

期限の定めのない債務の具体例は以下のとおりである。

- ① 債務不履行による損害賠償債務
- ② 善意の不当利得者の返還債務（大判昭2.12.26）
④22-17
- ③ 雇用契約上の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく使用者の労働者に対する損害賠償債務（最判昭55.12.18）
④22-16、④27-19 ★

〈注2〉

債務不履行による損害賠償債務は、履行の請求を受けた時（催告の時）の翌日から履行遅滞に陥る（大判大10.5.27）。
④ブ-36

〈注3〉

弁済期の定めのない金銭消費貸借契約から発生した貸金債権は、貸主が相当の期間を定めずに催告をしても、相当の期間を経過した時から遅滞に陥る（大判昭5.1.29）。
④22-17

〈注4〉

不法行為と相当因果関係に立つ損害である弁護士費用の損害賠償請求権は、弁護士費用を支出した日が経過した時ではなく、不法行為の時から遅滞に陥る（最判昭58.9.6）。
④22-17

第415条 ★★★

改正

第415条 (債務不履行による損害賠償)

- 1 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
 - ① 債務の履行が不能であるとき。
 - ② 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ③ 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

趣旨

債務者の責めに帰すべき事由により債務が履行されない場合に、それにより損害を被った債権者を保護するため、債務者に対する損害賠償請求権を認めたものである。

注解

1. 債務不履行の意義

債務不履行とは、債務者が債務の本旨に従った履行をしないことである。この債務不履行には、①弁済期を過ぎる**履行遅滞**、②履行が後発的に不可能となる**履行不能**、③形の上では履行がなされたが、それが債務の本旨に従った完全な履行ではない**不完全履行**がある。

【債務不履行責任】

	履行遅滞	履行不能	不完全履行
要件	①履行期に履行が可能であったこと〈注1〉 ②履行期に履行をしなかったこと〈注2〉 ③履行期に履行しないことにつき違法性があること〈注3〉	①履行が社会通念上不可能であること〈注4〉 ②その不能が違法であること	①不完全な履行がなされたこと〈注5〉 ②不完全な履行がなされたことが違法であること
	④債務者に帰責事由があること〈注6〉		
効果	遅滞によって生じた損害賠償(遅延賠償)を請求できる ※本来の債務も消滅するわけではないから、本来の給付も請求できる	目的物に代わる損害賠償(填補賠償)を請求できる〈注7〉	①追完が可能な場合 効果は履行遅滞と同じ ②追完が不可能な場合 効果は履行不能と同じ

〈注1〉

履行期に履行が可能であったことを債権者が主張立証する必要はなく、履行期に履行不能であったことを債務者が主張立証しなければならない。同18-29

(理由) 債務の履行は可能であることが常態である。

〈注2〉

履行期に履行をしなかったことを債権者が主張立証する必要はなく、履行期に履行をしたことを債務者が主張立証しなければならない(大判大8.7.22)。

→履行遅滞に基づく損害賠償請求訴訟において、履行期に履行をしたとの債務者の主張は、自己に立証責任がある事項の主張であるから、否認ではなく抗弁である。同18-29

第412条の2

新設

第412条の2（履行不能）

- 1 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。
- 2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第415条〔債務不履行による損害賠償〕の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

趣旨

1項は、履行不能の場合は債務の履行を請求できないという基本原則を明文化し、履行不能かどうかの判断基準を明示したものである。

2項は、原始的不能の契約であっても、それのみで契約が無効となるわけではなく、損害賠償請求ができる旨を規定したものである。

第413条 ★★

改正

第413条（受領遅滞）

- 1 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受領することができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りる。
- 2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受領することができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

趣旨

債務者が弁済の提供をしたにもかかわらず債権者が受領拒絶・受領不能となった場合、債権者としてなすべきことをしたのであるから、当事者間の公平の観点から、受領遅滞の責任を債権者に負わせたものである。

注解

受領遅滞の法的性質 ★

	法定責任説	債務不履行説
意義	債権者は権利を有しているだけであるから、債務者の債務不履行のような責任は生じないが、給付を受領して債務者の履行に協力するという一定の義務があり、これをまっとうしないことによって一定の不利益が課せられる	債権者にも債務者と協力して債権の目的を実現するという法律上の義務があり、これを怠ることは一種の債務不履行であるから、債務者の債務不履行に対応する責任が発生する
根拠	債権者は自己の権利を行使するか否かの自由を有しており、権利行使の義務を負うわけではない	債権者も契約当事者として契約目的達成に協力すべき信義則上の義務を負う
要件	①弁済の提供があったこと ②債権者が履行の受領を拒むか、又は受領不能であること ※債権者の帰責事由は不要	①弁済の提供があったこと ②債権者が履行の受領を拒むか、又は受領不能であること ③債権者の責めに帰すべき事由があること
効果	①弁済の提供の効果が生ずる ②債務者は供託による免責を得ることができる（§494 I ①） 〈注1〉	①弁済の提供の効果が生ずる ②債務者は供託による免責を得ることができる（§494 I ①） ③解除及び損害賠償請求をすることができる（§541、§415 I）

〈注1〉

- ① 債務者が債権者の受領遅滞を理由として契約を解除することは、特段の事由のない限り許されない（最判昭40.12.3）。[同](#)23-17
- ② 硫黄鉱区の採掘権を有する者が鉱石を採掘して売り渡す硫黄鉱石売買契約において、売主が買主に対し当該契約の存続期間を通じて採掘する鉱石の全量売り渡す約定があった場合には、信義則上、買主には売主がその期間内に採掘した鉱石を引き取る義務があるから、その拒絶は債務不履行であり損害賠償義務を負う（最判昭46.12.16＝百選Ⅱ№55）。

第413条の2 ★★

新設

第413条の2（履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由）

- 1 債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。[同](#)プ-24、[同](#)21-17
- 2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

趣旨

履行遅滞中の履行不能については債務者の帰責事由によるものとみなし、受領遅滞中の履行不能については債権者の帰責事由によるものとみなすことを明文化したものである。

第414条 ★★

改正

第414条（履行の強制）

- 1 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。[同](#)19-17

趣旨

社会秩序の混乱の防止のため、債権者による自力救済を禁止し、国への申立てにより債権の強制的実現を図る強制執行制度を定めたものである。

注解

1. 強制履行の種類

	直接強制	代替執行	間接強制〈注1〉
意義	債務者の財産に対して実力行使し、債務者の意思を無視して債権の内容を実現する方法	債務者に代わって第三者に債務の内容を実現させそれに要する費用を債務者から強制的に徴収する方法	債務を履行しない場合に一種の罰金を科して、債務者の履行を経済的に強制する方法
債務の態様	引渡債務のみ	代替的行為債務のみ 同 24-18 (注 24-7)	引渡債務、行為債務（非代替的も含む）、不作為債務〈 注 2〉 同 24-18 (注 24-7)
具体例	金銭債務、特定物債務・種類債務	建物を収去する債務、謝罪広告をする債務（最大判昭31.7.4） 同 28-18	絵のモデルになる債務、騒音を出さない債務、ある人に電話をしてはならない債務 ★

〈注1〉

- ① 従来、間接強制は、心理的な強制を用いるものであり、人格の尊厳・意思の自由という原則に反することから、代替執行が可能な場合には認められないとされてきたが（間接強制の補充性）、

民事執行法の平成15年改正により、代替執行が可能などきでも、間接強制を求めることができるようになった（民事執行法§173）。[同](#)19-17、[同](#)28-18

- ② 不作為債務について間接強制をするには、債権者において、債務者がその不作為義務に違反するおそれがあることを立証すれば足り、債務者が現にその不作為義務に違反していることを立証する必要はない（最決平17.12.9）。[同](#)28-18

（注2）

金銭債務について間接強制をすることはできない。[同](#)24-18（[予](#)24-7）

2. 強制履行のできない債務

債務の性質が強制履行を許さないときは、強制履行を裁判所に請求することはできない（§414 I ただし書）。すなわち、履行の強制を求めることができず、損害賠償の請求のみできる場合がある。[同](#)19-17

強制履行ができるもの	強制履行ができないもの
幼児の引渡し（大判大元.12.19）	①夫婦の同居義務（§752）（大決昭5.9.30）★ ②作家が小説の原稿を書く債務 ★ ③相続放棄の意思表示をすること 同 24-18（ 予 24-7）

3. 自然債務と責任なき債務

(1) 自然債務

ア. 意義

自然債務とは、裁判上の訴求力を有しない債務のことである。

（具体例）消滅時効にかかった債務

イ. 効果

自然債務は裁判上の訴求力を有しないことから、履行の強制を求めることも、債務不履行による損害賠償の請求もできない。[同](#)19-17

(2) 責任なき債務

ア. 意義

責任なき債務とは、債務は存在するものの責任（債務者の財産が執行の目的となること）がない場合のことである。

（具体例）強制履行しない特約がある債務

イ. 強制履行しない特約

- ① 債務者が債務を弁済しない場合に、債権者がその債務の履行を請求する訴えを提起しないという当事者間の合意も、有効である。[同](#)22-15

→債権者が約束に反して訴えを提起した場合は、債務者がその合意を主張立証すれば、訴えが却下されることになる。

- ② 債務者が債務を弁済しない場合に、債権者がその債務に係る強制執行をしないという当事者間の合意も、有効である（大判大15.2.24）。[同](#)22-15

ウ. 限定承認をした相続人に相続債務の支払を命ずる判決

限定承認をした相続人に相続債務の支払を命ずる判決には、相続財産の限度で支払を命ずる旨の留保をしなければならない（大判昭7.6.2）。[同](#)22-15

（理由）限定承認をした相続人の相続債務は、債務者の固有財産に対し強制執行することのできない性質を有するものであり、その執行力を制限する必要がある。